

株式併合による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ
(会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づく自己株式の買取り)

株主および登録株式質権者 各位

当社は、平成29年11月10日開催の取締役会において、会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づく株式併合による1株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当社は平成29年6月27日開催の当社第114回定時株主総会の決議に基づき、平成29年10月1日を効力発生日として、株式併合（5株を1株に併合）を行いました。

この株式併合により生じた1株に満たない端数について、会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づき、以下のとおり当社が自己株式として買取ることを決定いたしました。

2. 買取りの内容

- (1) 買取る株式の種類：当社普通株式
- (2) 買取る株式の総数：492株
- (3) 買取り単価：4,805円（本日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値）
- (4) 買取りと引き換えに交付する金額の総額：2,364,060円
- (5) 買取り日：平成29年11月10日

以上

この件に関するお問い合わせ先

DOWA ホールディングス株式会社 総務・法務部門
TEL:03-6847-1100 <http://www.dowa.co.jp/>